

第 9 回

佐世保市地域福祉計画推進委員会

会 議 録

日時：平成25年7月8日（月）19：00～

場所：佐世保市中央保健福祉センター 8階 講堂

（出席委員）

西委員長、下釜副委員長、岩田委員、阿野委員、永江委員、嬉野委員、森委員、山北委員、迎委員、松尾委員、長沼委員、坂本委員、小柳津委員、山下委員

[14名]

※櫻井委員は欠席

（事務局）

○佐世保市

保健福祉部長、保健福祉部理事、保健福祉部次長兼保健福祉政策課長、保健福祉政策課企画係主幹、保健福祉政策課課長補佐兼企画係長、および係員

○佐世保市社会福祉協議会

事務局長、事務局次長兼地域福祉課長、地域福祉課課長補佐、地域福祉課係長および課員

■開 会

※事務局により進行

【資料の確認】

【情報公開の確認】

1. 保健福祉部長 あいさつ

2. 委員長あいさつ

3. 議題

- (1) 平成24年度の評価結果について
- (2) 第2期佐世保市地域福祉計画の策定方針等について
 - ① 第1期計画のふりかえり
 - ② 第2期計画の考え方
 - ③ 第2期計画の骨子と部会の考え方
- (3) 部会の再編について

(1) 平成24年度の評価結果について

●西委員長

それでは、議題の(1)に入りますが、今回は、部会の評価結果を受けて、推進委員会としての評価結果に関する答申書を確定させようとするものです。議題(1)『平成24年度評価結果について』、事務局から説明をお願いします。

◆事務局 市

『平成24年度評価結果について』説明をさせていただきます。お手元にあります資料の答申書(案)になります。こちらを読み上げさせていただきます。まず、平成24年度 佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画 取り組み評価一覧表になります。次に、平成25年度 佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画 実施内容一覧表になります。そして、平成25年度 佐世保市地域福祉計画推進委員会・部会 開催実績になります。この、平成25年度 佐世保市地域福祉計画推進委員会・部会 開催実績は4月15日の福祉推進協議会部会から始まりまして5月23日の地域づくり部会まで各3つの部会2回ずつ開催致しました。(答申書(案)ということ)、各部会でご

指摘をいただいた内容を取りまとめた結果を集約して記載しております。

評価結果・当年度事業提案についてです。基本目標1に対して平成24年度に行われた25項目の取り組みについての評価を次のとおりとし、平成25年度の取り組みとして別に22項目を提案します。

- 1 地域福祉の考え方を広げよう・・・A
- 2 住民自らの行動を推進しよう・・・B

基本目標2に対して、平成24年度に行われた68項目の取り組みについての評価を次のとおりとし、平成25年度の取り組みとして別に62項目を提案します。

- 1 地域内で連携し、情報を共有しよう・・・B
- 2 みんなが相談しやすい地域をつくろう・・・B
- 3 ふれあい、交流の場をつくろう・・・C
- 4 気軽にサービスを利用出来るようにしよう・・・B

- 5 福祉推進協議会を中心にまともろう・・・B

基本目標3に対して、平成24に行われた8項目の取り組みについての評価を次のとおりとし、平成25の取り組みとして別に9項目を提案します。

- 1 地区ごとの地域福祉活動計画を実践しよう・・・B

以上で答申書(案)の説明になります。答申については、昨年と同様、本日、ご意見等がございました場合には、正副委員長の西委員長と下釜副委員長の方から別途日程調整を行ったうえで答申書(案)を提出していただけたらと考えております。事務局からは以上です。

●西委員長

はい。ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対する質疑に移ります。みなさん、ご質問・ご意見はございませんか。まず、私の意見としましては、この答申書(案)を全体的に見て感じたのが、ABCランクの中でAランクが少

ないですね。Aというのは、ここに記載されていますように計画通りおこなっていますと十分ということでして、実際はほとんどがBランクで前回に続いての評価をそれぞれ各部会で問題意識されながら議論されたということですが、今回の結果について見てみますと、計画が中々思い通りに進んでいないと思います。その点について、各部会の部会長さんにご説明をいただければと思います。まず、基本目標1の住民自らの行動を推進しようの説明を意識づくり部会の森委員さんお願いします。

●森委員

意識づくり部会では、委員の皆様の活発なご意見を交わさせていただきながら、色んな課題があるのかなと感じておりました。ようは既にされているとか元々の計画仕立てが実は今はもう必要性がないとかそういったことがありまして、基本施策の2住民自らの行動を推進しようの中にある①活動の場と参加しやすい雰囲気づくりと③人材の確保の2項目の1項目がC判定になりましたが、全体的には活動・行動をされているイメージはありました。コメント等が難しかったのですが、上手にまとめていただいた経緯もあるので、内容的にはやっと意識づくりとして何に意識を持っていくかと理念を考えたときに慣れてきた部分がありました。それで、論議しやすい雰囲気にはなってきましたが評価的には差ほど前年度と比べて変わったところは特段なかったと、評価に対して点数を付ける必要がなかったので点数の反映がなく、部分的にC評価があって全体的な評価がB評価になりましたが、全体のバランスを崩すことなく、前年度と変わらない状況でした。以上です。

●西委員長

はい。ありがとうございました。意識づくり部会の中でご意見等はございませんでしょうか。意見が無いようなので、次に地域づくり部会に移りたいと思います。それでは、松尾委員さんお願いします。

●松尾委員

地域づくり部会では、基本施策の2みんなが相談しやすい地域をつくろうの中にある①身近な相談相手づくりと②相談窓口の充実、基本施策の3ふれあい、交流の場をつくろうの中にある①気軽に集まれる場所づくりと②コミュニケーションの場の活用、基本施策の4の中にある①サービスの情報提供の充実と②サービスを適正に受けられる機会の確保と③サービスの評価体制の確立についての話し合いをしたのですが、①身近な相談相手づくりで福祉サポーターの養成が実績において目標を達成出来ました。非常に困難な事業だと思っていたのですが、目標を達成出来たということでした。②相談窓口の充実は色んな相談窓口がありますが、情報提供をやっていくのが基だと思っています。普段に集まれる場所づくりということで、地域内公民館や空き店舗などを利用し、「地域のお茶の間づくり（仮称）」と題した地域の場所づくりを推進ですが起点を新たに改善するところがありまして計画通りにおこなっていないところが大きな課題だと思っています。以上です。

●西委員長

はい。ありがとうございました。私も松尾委員さんと同じ部会でしたので、空き店舗を何とか活用出来ないかということも前回は議論したのですが、中々その辺については厳しいと難しい部分がありました。色んなまちづくりを展開していくうえでは、私たちが特に社会福祉協議会を中心としてどうしても取り組まないといけないと思っております。この空き店舗の問題は佐世保市だけでなく多くの地域の中心街で起こっています。この計画の中で色んなアイデアを出していただいて上手い具合に活用出来るようになればと思っております。それでは、福推協部会の説明に移ります。下釜副委員長お願いします。

●下釜副委員長

永江委員さんに代わりまして、私、下釜が説明をさせていただきます。福祉推進協議会部会とし

ましては、5福祉推進協議会を中心にまとまろうと1地区ごとの地域福祉活動計画を実践しようの大きく2つの項目について検討しました。その中の5福祉推進協議会を中心にまとまろうということに関しましては、やはり各地区の福祉協の活動に差があるということでした、凄く実行されている地区もあればまだまだ取り組めていない地区もあるということでトータルや実施回数で評価をせざるを得なかったので点数的に低い項目も見られたということです。ただ、全般的には社会福祉協議会が随分と活躍をされまして上手くおこなっているということでした。それと、1地区ごとの地域福祉活動計画の実践しようですが、前回の活動計画が平成21年度に作成されて、お茶の間トークをベースに策定をしてきたのですが、やはり時代の流れなのか、あるいは各地区の色んな活動の中で計画自体がそぐわないものが出てきました。実際になかったのもございまして点数が低くなったところがありましたけど、全体的には出来ていると思います。この辺りを次期計画にきちんと反映していければと思います。以上です。

●西委員長

はい。ありがとうございます。確かに当初はAランクが少なくBの計画通りにおこなっていない部分が多いとお話をしましたが、今、それぞれ各部会の部会長さんまたは委員からご意見をいただいたところ、それぞれ各部会で熱心に議論をされて、今回の答申の内容でも部局や社会福祉協議会の方々も含め色々な活動に取り組んでおられると思いました。各委員さんの方で自分の部局や他の部局にご意見等がございましたらお願いします。無いようですがよろしいでしょうか。それでは、ご意見がなければ、推進委員会による答申として、市長へ提出したいと思いますがご異議ありませんでしょうか。

《委員一同》

●西委員長

はい。ありがとうございます。では、続いて、

議題の2つ目、『第2期 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定方針等について』に移ります。

(2) 第2期佐世保市地域福祉計画の策定方針等について

- ① 第1期計画のふりかえり
- ② 第2期計画の考え方

●西委員長

それでは、まず、今回の推進委員会での進め方について、確認しておきたいと思います。第2期計画は、地域福祉の位置づけ支援対象者の明確化などを「総論」とその目的を達成するためのアウトプット（手段）を整理した「各論」で構成されているようです。一方で、推進委員会おける、第2期計画の素案作成事業の進め方については、後ほど説明があると思いますが、改訂作業用の部会を新たに設置しておこなっていくと伺っています。よって、この全体会議の中では計画の総論に、部会の中では各論に対して意見を出しながら、10月に予定されている素案の答申という運びで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

《委員一同》

●西委員長

はい。ありがとうございます。今回、総論として、①地域福祉の領域整理・②支援対象の整理・③担い手の役割整理などが新たに整理されているようですので、その考え方について説明を受けたいと思います。それでは、まず第1期のふりかえり、第2期計画の考え方について、事務局からご説明をお願いします。

◆事務局 市

はい。今から、前半の方で第2期計画のベースとなる考え方、後半の方で各論となる具体的な取り組みについて説明を致します。後半の各論の部分については、後ほど行われる部会の編成の時に訂正して後日詰めていくこととなります。前半の第2期計画のベースについては委員の皆様にご議論ご承認いただいて各論でのベースとしてい

きたいと思いますのでよろしく願います。

まず、第1期計画の評価(資料3)の左側に第2期計画の項目を載せています。目標をそれぞれ大きく3つのグループに分けています。目標1に施策1・施策2を入れています。目標2に施策1・施策2・施策3・施策4・施策5を入れています。目標3に施策1を入れています。次に右側ですが、こちらは左側の目標123を部分的にまとめて評価をしております。ここでは第2期計画に活かさなければならないポイントを絞るために、第1期計画における特徴的な部分について一定の評価をおこなって第2期計画に活かしていくための整理をしております。

それでは、目標1の施策1になります。施策1の2広報するの①②③が主な内容になります。ここはHPや広報誌で広報をするとしております。それで、何を具体的に情報伝達するのかということではなくて広報そのものに数値目標を立てられて広報の回数を増やしていけるかということになります。施策の2は2地域活動・NPO連携の①NPOに対する福祉推進協議会座談会への参加の呼びかけが主な内容になります。特に重要なのが参加を呼び掛ける活動をおこなうということになります。一方で右側の枠のいきいきサロンの実施、地域情報カルテ、ボランティア支援を第2期計画に抜粋しなければならないと思っております。

次に目標2ですが、この項目が第2期計画の中心的な内容になります。具体的な内容を右側の枠に入れています。1つめの枠がそのまま、第2期計画への引き継ぎとなります。2つめの枠ですが、必要性があるのですがもう少し内容を整理して、再整理後に検討をして第2期計画への引き継ぎとなります。3つめの枠ですが、内容が十分に整理できていないことと、その時々状況によって実施が難しいのではないかと結論を出しております。例えば、サービス事業所の第三者評価・利用者評価、苦情相談体制→県・保険者等、それぞれに実施主体があり地域福祉計画で実施する必要なしの取り組みがありますが、こちらは長崎県

がおこなっておりまして、長崎県の制度に従って各事業者がサービス事業所の評価や苦情相談体制への取り組みを実施している状況なので難しいと考えています。コミュニティケア会議です→会議の意図が不明確、介護の包括支援センターのケア会議がこれに変わります。ですが、実際に三川内の方でおこなっていた介護保険法に基づく包括支援センターでのケア会議ですが、地域福祉が対象となるのか社会福祉が対象となるのか、方向性が定まっていなかった部分もありまして、結果として継続性のバランスが取れていない状況です。なぜ、このようなことになったのか。その原因は右側の上から3つ目の水色の網掛けの枠の中の、地域福祉で実践すべき領域が整理されていないため、取り組みの方向性(コミュニティケア会議、事業所第三者評価)が見えにくくなったことでした。まずは福祉が取り組まなければならないこと助けなければならない人など、福祉ニーズに基づく優先性の整理ができていなかったと、地域に困っている人や要支援者がいるのに、この人たちを放って元気な人だけが参加して活動をおこなうと、果たしてそれが地域福祉の本質なのかと、そこを考えるまたは見直す必要があると思っております。ある程度、優先的に取り組むべき活動を明らかにしながら一定の検討を加える必要があるのではないかと評価をしております。これに関連して、支援すべきターゲットが明らかになっていないので構成が反映されにくいと記載しております。右側の下から2つめの水色の網掛けの枠で、福祉推進協議会活動が活発に行われるようにすることですが、地域の中心的存在となっている福祉推進協議会についてはその立ち位置や役割についてしっかりと整理する必要があると考えております。また、この場合の民生委員さんとの関係や社会福祉協議会との関係、強いては社会福祉協議会のやり方など組織体制全般に関わる整理も考えております。以上が第1期計画のふりかえりとさせていただきます。これを踏まえて第2期計画ではどのような考え方をベースに入れて策定すべきか説明をさせていただきます。

第2期地域福祉計画～計画改定のポイント～(資料4)になります。1. 地域福祉のポジションと領域を整理に7ページになります。まず、社会福祉法に基づく「福祉領域」を基本とし、地域コミュニティ政策の一分野であることを明記と記載しておりますけれども、先ほどのふりかえりの中で福祉の優先課題を明らかにしましたが、内容としましては2ページから6ページになります。2ページでは社会福祉法の解釈をおこなっております。3ページでは公助・共助・自助とこれらが相まって、地域ごとに個性ある自主的・自立的に福祉社会を構築することを地域福祉の考え方として取り組みをおこないます。4ページでは社会福祉法の第107条で3項目を事項としております。大きな3つの柱として下に適正サービスへの繋ぎ、サービス量の確保、公的サービスの補完としてまとめております。真ん中の行に解説を記載しております。この地域福祉計画は社会福祉法の107条に基づいて記載をしております。5ページになりますが、「社会福祉法における地域福祉計画の活動領域」を整理したのが下の図になりますが、「①サービス量の確保」は概ね公的な取り組みにより達成され、介護保険事業計画や障がい者プランにより位置づけがされております。「②適正サービスへの繋ぎ」は、地域における民生委員さん・児童委員やボランティアによる活動(共助)が重要となります。「③公的サービスの補完」は、まさしく公的活動で補完できない共助・自助、つまり、地域活動により達成されなければなりません。今回、私たちが策定している地域福祉活動計画の中には公助に至る部分から自助に至る部分までの②適正サービスへの繋ぎ・③公的サービスの補完を目的としながら策定していかなければならないと考えております。

2. 支援対象の焦点化と階層化になります。7ページになります。ここでは第2期計画でもふりかえりましたが、市の目的は困っている人を助けることです。つまり、ケースワークが原点だと考えています。要支援者を支える地域、個人を支えるサービス要救助や日常的な金銭の管理や支え

合いなどです。これは、今、社会福祉協議会の方で行われていますが個人の支援からスタートする福祉の流れを記載しております。今、申し上げたように、個人支援をベースにしまして、ボランティアに支えられた個人が小さなグループでネットワーク化を図っていくことです。いきいきサロンやふれあいネットのような小さなグループでも支え合いを通じて構築される地域内における連携で初めて本来の住民活動となってきます。前回の委員会の中で各地区ごとの地域福祉活動計画は第2期計画でも引き続きおこなっていくと申し上げましたが、ここの記載のとおりまず個人が救われてその方々が支え合いとしてその方々が参加する地域の活動計画として各地区の活動が活発化されていくと申し上げました。これが支援対象の焦点化と階層化になり、個人を支援してネットワーク化を図り、そして地域全体のネットワーク化を構築していくという考え方を持って第2期計画を作りましようと思っています。

最後に3. 実施体制の再整理と合意になります。8ページになります。ここでは民生委員さんや福祉推進協議会などそれぞれの立場を踏まえた中での役割について一定の整理をおこなうと、そして地域福祉全体の構造の中でどのようにしていくかを把握し確認することを記載しております。左下の楕円に民生委員さんと社会福祉協議会CSWとありますが、困っている人を助ける個別ケースワークが必要で法律上は民生委員さんが役割を果たすということになっております。民生委員さんは社会福祉士の資格をお持ちではございませんので専門家である社会福祉協議会の職員がバックアップしたり、直接ケースワークを行ったりします。これは個人をネットワークに参加させる役割を担う組織として福祉推進協議会が包括的におこないます。クライアントの補助については福祉推進協議会を通じておこなっていると形式的になっておりますが、個別支援からネットワークづくりへの一連として認識されるかが重要になってきます。福祉推進協議会は個別支援の状況について誰がどのように回って把握してい

くのが必要ということに記載しております。社会福祉の専門集団である社会福祉協議会がしっかりと進めていくことが最重要となります。したがって個人支援から小地域のネットワーク化を積極的かつ自律的に進めていくためにも社会福祉協議会と福祉推進協議会、社会福祉協議会と民生委員さんの関係が一体であることが望ましいと考えております。全国では佐世保でいう福祉推進協議会みたいな役割を担う地域団体を社会福祉協議会の下部組織として地区社会福祉協議会としている自治体もございますが、本市においては一定の実績がある福祉推進協議会を従来からの独自性・独立性も尊重しつつも、地域福祉の推進主体である社会福祉協議会の地域版として位置づけ、組織的には社会福祉協議会のサテライトとして機能していただくこととします。そして、このことに関しましては福祉推進協議会会長会と民生委員さん会長会での合意を受けて進めていくと、合意が得られればそれぞれの会長会に出向いて説明をしてこのような役割を担っていただきたいと社会福祉協議会を含めて全体の構造として施策を進めていきたいと考えております。これが8ページの左側の部分になります。次に佐世保市の市民生活部の方で取り組んでおります、地域コミュニティ関連の整理をして右側の上に記載しております。地域コミュニティ推進事業として、概ね中学校単位で地域におけるコミュニティを包括的活動主体として自治協議会の検討がなされております。その組織のイメージが右側の下になります。総会・理事会の下に各分野ごとの部会が設置されるということに記載しております。先進的自治体であります宗像市の例を見ますと、かなりの年月と労力がございまして、それでもまだまだということがございまして、この組織が成立していくのは、はなはだ大変だと考えております。現段階ではこのような構想で検討されております。この中の保健福祉部会をご覧くださいますと、担い手のところには福祉推進協議会が予定されておまして、下に活動内容を記載しており、まさに、小地域ネットワークの見守りの強

化をおこなっていくとしています。仮にこの自治協議会が設立した場合は、地域福祉のコアな部分が部会の活動の一つとなってやっていくと考えております。ここで、平成20年度に1地区ごとの地区地域福祉活動計画の実践を地域の団体が地域の住民に参加を促して策定しましたが、この中身が右上の各地区地域福祉活動計画の主な内容(例)になります。地区ごとではあります、市全体の問題として、課題解決に向けた取り組みをおこなうとしています。これは、自治協議会の活動とほぼ一致します。平成20年度当時はこの自治協議会のような構想はございませんでした。したがって、地域団体として福祉推進協議会が予定されておりました。ただ、福祉推進協議会が活動をしているときに自治協議会のような組織の構想を福祉推進協議会と同じようなことにするとなれば衝突する懸念がありました。なので、この自治協議会が成立するまでは、平成20年度当時の考え方を引き継いで、個人支援・小地域ネットワークを地域活動の指針として活動計画に活用されていくと、将来的にはこの計画に基づくここでの活動に通じるものであり、ここでの活動の「たたき台」として活動されることが望ましいと考えています。ただし、区割りについては要検討をすることになります。

以上が第2期計画のベースとなる考え方と地域福祉計画の課題・自主主体の役割の問題・地域福祉と地域コミュニティの関係について整理をおこないましたが、この計画は住民の自主的・自立的な行動を促すために市や社会福祉協議会を中心に基盤となっておりますので、そのことを踏まえたうえでのご議論をいただけたらと思います。本日のご議論の中で具体的な取り組みにつきましては、今後の部会の中で細かく議論をしていきたいと思っております。

それでは、第2期計画のベースとなる考え方について委員の皆様にご意見ご検討をお願いしたいと思います。事務局からの説明は以上です。

●西委員長

はい。ありがとうございました。繰り返しにな

りますが、今、説明を受けた総論の考え方が第2期計画のベースとなります。それと、社会福祉法の第4条を根拠とした考え方で事務局から説明がありました。盛りだくさんの説明でしたので、難解な部分に関しましては今後、各部会の方で改めて事務局から説明を受けまして、委員の皆様にも共通認識が持てるような活発な意見交換をしていただきたいと思います。

それと、只今、事務局から1枚目のA3（縦）の用紙の説明からありました。この説明については今の計画についての反省点、特に第1期の特徴的なものを捉えて評価をそれぞれ右側にされていたと思います。私も第1期計画の策定には直接関わっておりませんが、地域の中になりに下の方までおりていって色々な細かいことの意味などを聞いて、それを目標・達成すると謳われていた感じがしました。そういった中で目標数値がただ広報をするためのものだったりして肝心の地域福祉の捉え方が、事務局の後半の説明からいきますとあまり、整理されていなかった。したがって、地域福祉本来の計画に立ち返って法律に基づいた計画でやっていこうと、対象者を限定してやっていこうとそのような説明であったと思っております。それから、説明の中で確認したい点がありまして福祉推進協議会の今後の位置づけについてはどういった形でしていくのが大きな問題ではないかなと思っております。このことは岩田委員さんが各部会の話の中で伺われていますけれども、今、事務局から説明があったなかでどうなのでしょう。

●岩田委員

福祉推進協議会は佐世保市で33地区ありますけども、旧佐世保市内におきましては福祉推進協議会のメンバーは、ほとんど民生委員・児童委員協議会が中心になって活動しているのが事実です。ただ、新しい合併町におきましては福祉推進協議会の中に民生委員さんは一部の人間しか活動の場として加わっていないという問題もございます。ですから地区福祉推進協議会というのは最近やっと、脚光を浴びてきたわけですが、こ

れも20数年経っているところもあります。この辺の事業内容というのもレベルアップして標準化していかなければ、地域によって問題が残ってくるのではないかと思います。この辺も社会福祉協議会の方で一生懸命に研修会などをされていて、もう一つはコミュニティ関係ですが、保健福祉部会の中に地区福祉推進協議会の役員メンバーというものの横に並んでおります2段目の町内会長の所、すべて福祉推進協議会の役員さんとして入ってきていただいていますね。ですからコミュニティの土台となる福祉推進協議会はほとんど福祉推進協議会の中で地域福祉については活動していただいている部分があります。町内会町さんや学校関係、健全育成会も含めて、町内婦人会の皆様も老人クラブも含めて地区福祉推進協議会のメンバーでございまして、ここにあるコミュニティそのもの、当然消防局も警察も入っておられますけれども逆に言えばコミュニティが福祉推進協議会を組織的に代替しているという感じもします。その辺もコミュニティの分け方にしていけば福祉推進協議会の役員構成も少し変えていく必要があると思います。それと一番大きな問題は福祉推進協議会の活動の支援金です。現在社会福祉協議会の共同募金の還付金とか補助金とか、こういった形で賄われております。行政の方からの援助金というのはほとんどないような形でございまして、非常に乏しい助金でもって運営されているのが現状です。他の県によりまして、地区社会福祉協議会とか校区社会福祉協議会とか呼ばれておりますのは、各町内の世帯から会費を集めて、町内会費と同じように運営をなされている。金額的にも余裕がある福祉推進協議会とか校区社会福祉協議会とかございます。そういったことで、もう少し福祉推進協議会のあり方もこれから検討していく形だと、やっと脚光を浴びてきたかなというところです。

●西委員長

はい。ありがとうございました。福祉推進協議会の第2期計画の中で改めてみんなで検討してどういった位置づけにするのかを部会のなかで

議論していただきたいと思います。

本題に入りますが、事務局の方から計画についての改定の説明がございました。先ほど私の方から説明しましたように社会福祉法の第4条の中で地域福祉という言葉が初めて言葉として出されたわけですね。そして、第10章の中で地域福祉計画というのが謳われています。それが先ほど説明がありました第107条の市町村の地域福祉計画。第108条が都道府県の地域福祉計画と出されています。この法律に立ち返った(改定のポイントで1ページに書いております)、地域福祉の位置づけを第2期計画の中でしていこうと、そして対象者・領域をきちんと整理しましょう。この辺については第1期の計画を議論していくなかで少し掴みにくかったのかなと感じております。それと併せて二つ目の支援対象者を焦点化していくと、このポイントの中で整理されております。只今、事務局の説明の中で委員の皆様の中で改めて聞きたいこと・ご意見等がありましたら、お願いします。前回から比べたら思い切った書きぶりになるのではないかと思います。坂本委員さんどうでしょうか。

●坂本委員

はい。2点ほどお伺いしたいのですが、1点目が社会政策と社会福祉政策の違いなどをここで明らかにしておくということと、もう1点が社会福祉法第4条の「地域福祉の推進等」で、この背景には生活困窮者の方とか年金が低くて生活保護以下の暮らしをしている方とか恥ずかしくて申請をしなかった方がおられると思うんですが、これは地域福祉計画と関係があると思うんですけども、どういったように探し出して具体的にするか。事例ですけれども、今、西委員長がおっしゃった福祉のターゲットというのが家族関係とかひきこもりとかそういった事柄が出てくるのではないかと感じました。この2点をお伺いできたらと思います。

●西委員長

はい。ありがとうございました。今、坂本委員

さんの方からも質問がございましたように各委員さんも事務局の説明の中で少し行政的だなという部分もございましたら遠慮なくご質問をしていただけたらと思います。

坂本委員さんからの質問がありましたので二つのことをまとめてみますと、前回の第1期の計画の中でやはり社会政策と社会福祉政策の違いをはっきりさせるべきだということと、社会福祉法第4条の地域福祉が出てきた背景の中には生活困窮者の問題、あるいは家族の問題。そういった問題を今回の第2次の計画の中にどう反映させていくのかと思うのですが関係部局の方がおられましたら事務局の方からでもお話できるのであればお話をさせていただいて、あるいは各委員さんの方で意見がありましたらお願いします。山北委員さんの方からお願いします。

●山北委員

自分自身が活動をしていて一番ターゲットになっていく人たちとどうこの問題が繋がっていくんだろうと、地域福祉ってものすごく色々言われていて難しい部分があると、それをきちっと施策して形を作っていく。だけど、本当に必要な人たちとどう繋げていけるのかと感じていました。

●西委員長

はい。ありがとうございました。今、山北委員さんがおっしゃった「適正なサービスを受けるためにどうやって繋いでいくか」というのは例えば介護保険であるとか老人福祉の問題とか独居老人とかそういったものはサービスがはっきりしているものですから、あと繋ぐ人もはっきりしていますから、坂本委員さんや山北委員さんがおっしゃった分の対象者をどう私たちが計画の中に一緒になって入って、そしてサービスに繋げていくような仕組みを作るのが大事だと思うのです。それができるのが地域福祉計画だと思っています。先ほど事務局の方から坂本委員さんからございました2点についての考えをお聞かせ出来ればと思います。

◆事務局 市

はい。それでは1点目の社会政策・社会福祉政策の原点と違いですが、非常に難しい線引きだと考えております。今回の第2期計画策定のコンセプトとしては、最初から線を引くのではなくて、まずは見るべきところにスポットを当てていきましょう、そしてどこまで広げられるかということになってくるかと思っております。先月に大阪で行われた地域福祉学会に参加させていただいたのですが、地域コミュニティと地域福祉というのは最終的には合致する話ですが、やはり困っている人を助けるという小さなところからスタートしてネットワーク化を図って領域を広げていく。その結果、社会政策を発揮していくことが考えられると思うのですが、そこに線を引くことよりも、山北委員さんがおっしゃったように本当に困っているところに手を差し伸べてそれをどこまで広げていけるかということを見ていかなければと考えております。それと、2点目の意見で生活困窮者について、～計画改定のポイント～（資料P30）の「生活困窮者福祉の状況」のところなんですが、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉と同じように生活困窮者福祉ということで状況と公的支援の現状と書いておりますが、公的なサービスから漏れる部分を地域福祉ということであれば、公的な部分でどこまで包含するのかをまず確認しないといけないと思っております。次の～計画改定のポイント～（資料P31）で「公的支援だけでは対応できない生活課題・福祉課題」のところ。生活困窮者という経済的支援が必要な状況を地域の中で解決するというのは難しいと思っております。地域で、というのは限られてくるのですが、その中でも生活困窮者自立支援法にもあります「中間的就労の推進で社会福祉協議会・医療法人辺りが中心となっておこなっていく」とそこからさらに漏れる方々に対して地域で居場所を作る取組みが考えられるということなので現段階ではそうしています。これを部会の方でもんでいただければと思うのですが、先ほど山北委員さんのおっしゃったようにこれから明らかになっていくのではないかと思います。ひきこもりに対しても

どのように繋がっていくのかと、ここはやはり今どうかが行われていて地域でどこまで出来るのかというのを検討していかなければならないと思います。特にひきこもりというのはある程度専門的なアプローチが必要になりますので地域の誰もかれもが関わっていく訳にはいかないと思います。そこら辺を慎重に検討しながら地域でできることを部会の中で整理していかなければと思っています。

●西委員長

はい。ありがとうございました。今の～計画改定のポイント～（資料P30・P31）で事務局の方から説明がありましたが、この骨子の説明受ければ大体はわかるのではないかなと思います。

もう少し時間を取って各委員さんの意見をお伺いしたいと思います。岩田委員さんどうぞ。

●岩田委員

民生委員としての立場からお話しさせていただきますと、地域福祉に関する30ページ以降にございます民生委員の地域において仕事の重要なポイント等ですね、ここで民生委員が一番困っているのが、個人情報なんです。今個人情報でがんじがらめになっている部分が多いということなんです。前は低所得者の方々でも所得の申請は民生委員の意見を聞いて、学校の方に民生委員が申請する形をとっていたんですが、今はそれも廃止されて直接申請者が学校の方に申請される、最後に4月にまとめて民生委員に現状を町内で受けておられますと。それから生活保護に関しましても、私どもの方に住民の方から相談があれば行政の方に繋がります。我々も地域を回って町内のそういった状況を把握しておりますので、生活困窮者については民生委員がお伺いして相談を受けて、また行政の方に繋ぐこともやっております。ただ最近はマンション辺りになりますと、なかなか民生委員も入りにくいと、電子ロックされてるとかそういうのもありますので非常に民生委員の仕事の中では一番困っているところですね。特に中心部の方に関しましてはですね。そういつ

たところでの個人情報はいかにしましても町内における障がい者の方も外観を見て障がい者とわかれば、民生委員が把握しますが、最近では内部疾患とかございまして、その辺も入るのが難しい。行政の方の障がい福祉課の方にもお願いして、なんとか災害時要援護者登録制度に基づくようなデータでも民生委員に一部いただけないかと、そうしないと災害時の時に町内に向けてどういった対応をしていいかと非常に問題がございまして、苦労している現状でございまして、とにかく「すべての個人情報に関することだから」ということで片づけられると、非常に民生委員としての事業の中で支障が出るところであって、地域の災害に合った県と市におきましては、十分に理解もされておりますので佐世保市でも多少いい方向に向かっていくとは思いますが、もう一歩進めていきたいと。以上です。

●西委員長

はい。ありがとうございました。民生委員さんというのは地域の活動の中の中心的だというのは皆様方ご存じだと思います。民生委員さんが活動していく中で、個人情報の問題が数年前から色々な所で言われていますが岩田委員さんの方からそういった意見がございました。ただ、部会の中でそういった問題についてのご意見等を出していければと思います。先ほど、坂本委員さんからもご意見がございましたけれども、事務局から説明がありました第2期の計画については目的なり対象者なり区分けしてわかりやすくなったとご意見もございましたが、長沼委員さん何かご意見等はございませんか。

●長沼委員

はい。私、個人の意見ですが、いくら地域福祉計画とはいえちょっと行政的な視点が多すぎるのではないかと、第2期目の中に「対象者・困っている人をベースにと話がありましたので、もう少し市民目線と言いますか現状をよく知っている人の目線とか打ち出していく必要があるということと、行政的すぎるという意味では非常に網

羅的で素晴らしいんですが～計画改定のポイント～（資料P8）の図の左側がまだ一つの視点と現状を盛り込んでないですよ。「現状を踏まえたものとか」これが私の意見です。以上です。

●西委員長

はい。ありがとうございました。大変貴重なご意見でございました。長沼委員さんは事務局からの説明とこの～計画改定のポイント～を見て行政的な視点が少し多すぎるのではないかとということと、もう少し市民目線でやるべきではないかということでした。事務局の方としてはこういった意見を出していただいてこれから部会をやっていきますので、その中で事務局の方とやり取りをしながら、書きぶりなり内容については議論をしたものを残していただくような形になると思います。

今の長沼委員さんのご意見に対して事務局の方から何かありますでしょうか。

◆事務局 市

はい。よくわかります。私もそう思っております。今、ちょっと間に合っていないんですけども、前回の委員会の中でアンケートを取りますというお話をしまして、長沼委員さんのご指導をいただきながらアンケートを実施致しました。それでアンケートの中で専門の方が出されていたご意見を部会の時に持っていかうと思っております。現段階では、考え方の基本的なことだけを整理しております。具体的な中身についてはそのアンケートの結果を踏まえてこういう所が足りないのではないかと、こういう所で困っているというご意見を参考にしながら整理をしていきたいと思っております。それと、この～計画改定のポイント～（資料P8）の左側をおっしゃられました通り、中身が詰まってないのかなと感じております。これは色々な委員のご指摘の通り、福祉推進協議会のやれることがたくさんあると思うんですね、買い物で困っているとか・電球を取り換えないけど取り換えられないとか、他にも地域の困り事はたくさんありますので、そこで福祉推進協

議会を中心にどれだけやっていけるかとなってきます。そこには出来ることと出来ないことが当然あるでしょうから、部会の中で現実的な可能性を見極めながら計画として整理がされていければと思っております。

●西委員長

はい。ありがとうございました。地域福祉計画ってというのは考え方の原点、いわゆる基本というのは社会福祉法の中にもきちんと主旨が書いてあるのですが一人一人が地域住民の中で生活していく中で色々な生活の課題がそれぞれの地域である訳ですね。その生活課題をまず自分自身で解決するのが基本的なことです。地域福祉計画は自分で解決出来ない人たちがどう支援していくかということがスタートになっております。それが個人でありグループに発展してグループでありという形になっていくのではないかとも思っております。そういう意味からしましたら、長沼委員さんの意見の中にありましたように市民目線でこういった今の地域福祉の考え方の原点をどう第2期計画の中に盛り込んでいくのかというのが大事なポイントになってくるのではないかなと思っております。坂本委員さんどうぞ。

●坂本委員

長沼委員さんの意見にありましたけども、やはり～計画改定のポイント～（資料P8）の所と第2期の所、NPOとかボランティアとか、大きな一つの柱にしていって、～計画改定のポイント～（資料P3）の一番下の「ボランティア団体等による福祉活動」とありますけれども、こうしたNPOを育てるとか財源を企業が資金繰りしているとか社長が大変とか行政方の補助金とかそういったものが同じようなものとして付くだけでもいろいろ起こってくる事なんですよ。必要だということで活動資金ですが、そのところが記入されていないのかなと、長沼委員さんの意見を伺いながら思いました。その辺りはどうなんでしょうか。予算はどんどん削られているのに原則って書かれているから、要求したらいけないのかな

と、その辺はどんな状況なのでしょうか。

●西委員長

今の話、事務局から説明していただきましょうかね。

◆事務局 市

NPOボランティアが図の中に入っていなかったのはよろしくない、もう少し整理をしていきたいと思っております。財源の件につきましては、財源原則の～計画改定のポイント～（資料P1）の4番になります。地域福祉は自主・自立が原則ですので持続性を確保するためにも安易な公的財政支援は回避したいと思っております。ただですね、計画実現に特に必要と認められた場合は原則として地域福祉基金を活用すると書いております。第1期計画は財源に関する考え方がございませんでした。第2期計画にあたっては、お金がないと出来ない部分があると思うんですね。今、佐世保市が持っている地域福祉募金ある程度使えるようにしていきたいと考えております。規模につきましては分からないんですがこの地域福祉計画の実現の為に基金を使っていくという整理を庁内でおこなうようにします。果実運用が今のところ金利が低くて出来ない、原資を取り崩していくこととなります。そうすると、枯渇していきましますし終りが必ず訪れるので恒久的に必要な何かっていうのには出しにくいと思います。将来的には活動そのものに経済性を持たせて独立してやっていけるような体制を作る為に、その発射台として必要なお金で活用していければと考えております。

●西委員長

はい。ありがとうございました。永江委員さんお願いします。

●永江委員

「支援対象の焦点化の階層化」と～計画改定のポイント～（資料P1）の2番に書いてあるんですが、どう表現するのですか。例えば山北委員さんがやっていらっしゃるひきこもりのこととか、

世の中には色々な仕組みの分野がありまして、やっと今ひきこもりなどの問題が社会で取り上げられてきましたけど、大きく取り上げられていないような段階では大変苦労されたと思うんですね、世の中には問題がたくさんありますのでそこからどう拾い上げてその拾い上げた中で焦点化していくのかが私にはよくわかりません。

●西委員長

「支援対象の焦点化と階層化」の焦点化の具体的な考え方をお聞きしたいってことですかね。

●永江委員

はい。そうです。

●西委員長

事務局の方はよろしいですか。

◆事務局 市

はい。直接的な回答にはならないのですが、～計画改定のポイント～(資料P13)になるんですけども、2. 情報基盤整備の「住民ニーズの収集整備」ということでこの計画期間中に何かしらの方法で必要とされているような人あるいは取組みというのは捉まえていこうと考えていますが、現段階ではおっしゃられたとおりに広くお聞きして焦点化しているわけではないです。先ほど、行政的だと話がありましたが、まさしく行政とか社会福祉協議会とか関係機関にお尋ねをした中で今必要とされているのは、公的なサービスができていないところがございます。そこをまずはやりましょうというのが今回の計画になります。この5カ年間は今出来てない所をやっていくと同時に、今おっしゃられたようにそれ以外に広く必要とされるのもキャッチしながら次の計画に繋げていかなければならないと考えています。ですが、まず現段階で行政・社会福祉協議会・関係機関、特によく耳にするのが医療機関です。急性期の病院のベッドが空かないというのは社会福祉的なケアマネジメントができていないということとして、そういう所をどうにかしないとダメだと思います。専門的な行政・社会福祉協議会・

関係機関の分野の中で必要とされることを重点的に現段階で出していきたいと、それとアンケートの結果を部会の中に持っていきながら委員の皆様方が状況を確認しながら作っていただければと思っております。

●西委員長

永江委員さんよろしいでしょうか。

●永江委員

はい。

●西委員長

部会の中で、事務局の言った内容については当然、色々議論を深めていかなければならないと思っております。今事務局から説明があった中でこの5年間でできていないものをやっていくというのは大変良いことだと思いますし、地域福祉ならではのと思っております。特に今まで対象者を限定していた方々を、もっと他に対象者がいるのではないかというような、いわゆる行政の措置の狭間におられるような方々をどう拾い出していくかというのが私たちの仕事だと計画作りかなと思っております。

委員の皆様どうでしょうか。第2期計画の考え方や方向性に関して事務局から説明されまして、委員の皆様にご議論をいただきましたがこの方向性と考え方を基に第2期計画の協議を今後進めていくということよろしいでしょうか。

《委員一同》

(2) 第2期佐世保市地域福祉計画の策定方針等について

③ 第2期計画の骨子と部会の考え方

●西委員長

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題3の策定方針等についての3点目「③第2期計画の骨子と部会の考え方」について事務局からご説明をお願いします。

◆事務局 市

はい。内容については部会の方でということなので簡単に説明させていただきます。骨子、現段階における第2期計画の内容について説明したいと思います。まず、～計画改定のポイント～(資料P9)からになります。第1章で総論ということで計画の基本的な考え方をこの中で整理をしていきたいと思っております。先ほどの説明を計画の中に盛り込んでいく。第2章から生活困窮者を説明しましたが、それぞれ高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉・生活保護を経済(社会資源等)の状況と公的支援の現状と公的支援では補完できない課題を整理致しております。ここで浮かび上がってきた課題と解決策を第3章～計画改定のポイント～(資料P11)の方で記載していくことになります。この第3章のつくりですけども、第1節で「自立支援を促すための整理します。の手段」現在やっていることもございますし新たにやっっていこうというのもございます。ここが6項目ございます。それから～計画改定のポイント～(資料P12)になりますけれども第2節「相互扶助を促すための手段」(小地域組織化への支援)で小さな地域のグループ化を掲げて、2つの項目からなります。次の第3節、「地域福祉(社会参加)を実現する地域の主体的活動を実現する手段(地域活動)」です。ここで福祉推進協議会の位置づけの整理をおこない福祉推進協議会で何かやっっていくと、福祉推進協議会の活動の一つとして、地域がどう関わっていくというのを検討していきたいと思っております。次に第4節「自立支援・相互扶助・地域活動を実現するために必要な基盤整備」。こちらは既に着工している部分もありますが福祉活動プラザ。これは栄・常盤地区で再開発をおこなっておりますが、福祉団体の活動を支援する場所を整備しております。これも一応、地域福祉の一貫として計画の中に位置づけていきたいということで記載しております。それから2つ目ですが、社会福祉協議会の建物が全部老朽化してしまして拠点整備の検討をおこなっております。いわば建て替えです。それも、この計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。～計画改定

のポイント～(資料P13)になりますが、1. 施設基盤整備・2. 情報基盤整備・3. 人材基盤整備です。情報基盤整備これは従来からやっております地域福祉カルテだとか、地域福祉の手引きこれは平成23年度に社会福祉協議会が作成したものですけどずっと更新していくということに致してしております。それから第5節に災害時における取組みということで1. 災害時要援護者支援計画を策定し福祉避難所を指定し災害ボランティアネットワークで災害が起こったときに関係機関が協力して何ができるか。これは実際に社会福祉協議会がおこなっているということですので。第4章でふくし教育、1. 出前講座・2. 体験学習・3. 福祉講演会です。従来からやっております体験学習というのは障害者の方の目が見えない感覚の体験をする、足が不自由な方の感覚を体験するのが中心だったのですが今回きちっと地域福祉全体の整理をおこないたいと、特に事業者の方々にご理解していただきたいと思っておりますのでそういった工夫をしていきたいと考えております。最後に第5章推進体制ということで1. 地域福祉計画推進委員会の中で今まで通り評価していくことを規定して全体の構成をしたいと考えております。この計画の部会の方になりますけれども資料6になります。この作業部会は第3章になりますが取組みの方法を3つに分けております。1番の上が自立支援・2番の真ん中が小地域支援・3番の下が基盤整備になります。今、案としてそれぞれ委員さんをこちらで割り当てさせておりますので後ほど検討していただきたいのですが、例えば福祉推進協議会・民生委員さん主体であれば岩田委員さん、嬉野委員さんに入っていないと厳しいかなと思います。ケースワークであれば下釜副委員長、森委員さんが専門でされていますのでここに入っていないと厳しいと思います。そういう視点でそれぞれ得意分野または専門の分野でされていることを踏まえたうえで案として入れさせていただいております。関係セクションが関係する市役所の課、あるいは社会福祉協議会というところで記載してお

りますのでここに関係している人がこのセクションに入ってくださいことになります。委員の部会の構成としてよろしいかということと日程調整を引き続きおこなっていただきたいと思っておりますが、資料5に戻っていただきましてスケジュールを市の方で作らせていただいておりますが、今日改めて諮問をさせていただきます、できれば7月の下旬から9月の中旬にかけて各部会を2回ずつお願いしたいと思っております。それと、事務局の方でも資料の準備等もございまして7月の下旬に1回目を8月の下旬に2回目と各部会を開いていただければと思っております。先ほど、申し上げました通り関係団体の合意形成ということで民生児童委員協議会の理事会、会長会というのが下に記載されているように日程に予定されておりますので部会と並行して、民生委員さんあるいは福祉推進協議会の皆様に合意形成を図っていきたくと思っています。事務局の作業を含めて10月の中旬に素案の答申をいただくと、その後、庁内の意思決定、かなりハードなスケジュールになるのですが進めたいと思っております。以上です。

●西委員長

はい。ありがとうございました。最後にかなりタイトなスケジュールの説明がございましたが、部会の編成の方も承諾を含めて意見を伺いたいと思えます。まず先ほどの説明で総論を基に具体的な支援策で～計画改定のポイント～（資料P9）から簡単に事務局の方から説明がありました。がここに関しましては部会で皆様には十分に目を通していただいて各部会で議論をしていただきたいと思えます。今の～計画改定のポイント～（資料P9）の説明でご意見ございませんか。事務局に訪ねて置きたいこととありましたらお願いします。では、無いようなのでこれでよろしいでしょうか。では、これに基づいて今後作業を進めていくということになります。先ほど、事務局の方から説明がありました3つの各部会の日程のことですけれども、事務局の方からも案を提示されておりますがいかがでしょうか。

《委員一同》

（3）部会の再編について

●西委員長

では、この3部会をお願いをしたいと思います。7月の下旬から8月の下旬までで各部会を2回ということですから、今から3部会に分かれて日程を決めてください。

《日程調整》

●西委員長

事務局から日程を教えてください。

◆事務局 市

《各部会の日程》

	1回目	2回目
ふれあい部会	7月29日(月)	8月23日(金)
支え合い部会	8月08日(木)	8月27日(火)
環境づくり部会	7月25日(木)	8月26日(月)

●西委員長

はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか皆様。

《委員一同》

●西委員長

次回の推進委員会は10月の中旬を予定しております。それまで各部会で只今の日程で議論を深めていただき、よりよい素案を作成していただきたいと思えますのでどうかよろしくお願い致します。それではこれで議題はすべて終了致しました。事務局の方から連絡事項がございましたらどうぞよろしく申し上げます。

◆事務局 市

本日は長い時間ありがとうございました。今後、部会の作業に移ってまいります。短時間での作業となりますが、委員の皆様のご協力改めてお願い致します。以上でございます。どうもありがとうございました。

●西委員長

それでは以上をもちまして、第9回佐世保市地域福祉計画推進委員会を終了致します。大変、遅くまで熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

■ 閉 会